



もしも突然の集中豪雨に襲われたら・・・もしも大きな地震が起きたら・・・あなたや家族は大丈夫ですか。発生時間が夜中や通勤中だった場合はどう行動しますか。被害を減らすためには、災害を正しく理解し、備えることが大切です。

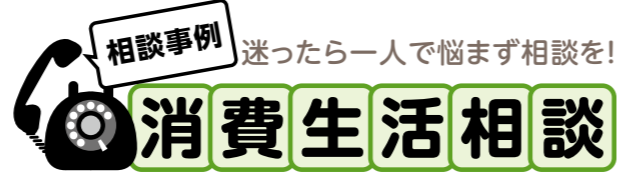
全市一斉防災訓練への取り組みについて

先日、市内全域で第9回一斉防災訓練を実施しました。コロナ禍にあった数年間、訓練は縮小を余儀なくされていましたが、いつ発生するか分からない災害に備えるには、訓練の継続が大切です。

今年度、神興東地域郷づくり推進協議会では、災害に備え、自治会単位で訓練に取り組みました。また、勝浦地域郷づくり推進協議会では、地域住民と小・中学生による救命訓練や水消火器訓練、中学生ボランティアなどによる防災非常食の調理といった、創意工夫を積み重ねたさまざまな訓練に取り組みました。他の地域でも工夫を凝らした訓練が行われ、多くの人が参加したことで、参加者数は昨年度より増加しました。

大規模災害が発生した際には、思いがけない困難に直面してしまうかもしれません。身を守る知識や経験を得るため、次年度の訓練にも、引き続き積極的な参加をお願いします。また、新年を迎えるにあたり、各家庭でも防災について話し合っておきましょう。

問い合わせ 市防災安全課 ☎43・8107



このコーナーでは悪質商法や商品事故など実際に起きている、消費生活における問題事例を紹介しています。消費者被害は決して他人事ではありません。迷ったり、困ったりしたら、一人で悩まず、ぜひ相談してください。

相談事例 「契約」って何だろう?

「契約」とは、申し込みの意思表示と、相手の承諾の意思表示が合致（合意）したときに成立する法的な拘束力を持つ約束です。

店に行き商品を買う場合「この商品をお願いします」「はい、ありがとうございます」と言った時点で契約は成立します。

契約は、必ずしも書面を作成する必要はなく、口約束でも成立します。契約には法的な責任が伴うので、一度契約をすると原則として一方の都合だけで契約をやめることはできません。ただし、未成年者が親の同意を得ないで行った契約は一部を除き取り消せます。訪問販売や電話勧誘などではクーリング・オフ制度で一定期間内であれば無条件で契約解除できます。また、商品自体に問題があったり、販売方法に問題があったりしたときは契約をやめられる場合もあります。

問い合わせ 市消費生活相談窓口 ☎43・8106 (毎週月曜・水曜・金曜日の午前9時～午後4時)
※県消費生活センター ☎092・632・0999 でも、随時相談を受け付けています



▲来館者の「これから」で埋められた絵



▲貝殻を選ぶ子ども

持続可能性(サステナブル)をテーマにさまざまな取り組みを紹介する「サステナブル2023」が10月28日～11月5日の9日間、イオンモール福津で開催されました。地域商社いざい協力のもと行った福津市、宗像市の特産品を集めた「ふむふむマルシェ」や、プラスチックごみ削減講座とエコバック作りが行われた花王グループ・カスターマーマーケティング株式会社ブース。他にも、福津市の海岸で拾った貝殻を使った貝殻鑑づくりでは、自分の好きな貝を選び、自分だけの図鑑を作りました。参加者からは「いろいろな貝があって、全部福津で拾えることに驚いた」「実際に海に拾いに行きたい」などの感想がありました。また、市内7つの小学校が

体験学習の感想や調べ学習の成果などを展示しました。各小学校のブースには多くの感想が寄せられ、小学生から多くのことを学べる展示となりました。さらに、上西郷川日本一の郷川をめぐる社会や株式会社林田産業が、小学校の展示とも関連する展示を行うなど、それぞれの視点から取り扱うことで、より深い内容となりました。

まちの未来を考える「みんなと考えるこれから」では、来館者が付箋に「どのようなまち・学校・イオンモールにしたいか」「何があつたらうれしいか」など、これからについてさまざまな思いを書きました。下の絵が見えなくなるほど多くの付箋が集まり「おいしい食べ物がたくさんあるまち」や「広い公園がほしい」など多くの思いが寄せられました。

最終日には第18回環境フォーラム in ふくつが開催され、多くの人に福津市の良さやサステナブルの必要性を伝えるイベントとなりました。

サステナブル2023が開催されました

環境 掲示板

市ではSDGsの考え方を踏まえた環境保全に取り組んでいます。このコーナーでは、市民の皆さんの生活に身近な、ごみや動物、環境に関することをお知らせします。

問い合わせ 市うみがめ課 ☎62・5019

年末年始のごみ・し尿収集休みのお知らせとお願い

年末年始のごみの出し方は、通常と異なります。

【燃やすごみ】

1月1日～1月3日の収集は休みです。※年末は30日まで回収します。

【地域分別ステーション】

平常時と変更はありません
【古賀清掃工場】 12月29日～1月3日は休みです。

【本木不燃物処理場】 12月29日～1月8日は休みです。

【古紙・古着倉庫】 12月29日～1月4日は休みです。

【し尿汲み取り】 株式会社林田産業 12月29日～1月3日は休みです。

犬・猫の飼い方や 接し方を見直しましょう

動物を飼う際は、寿命を全うするまで責任を持ち、ルールやマナーを守って、人に迷惑を掛けないように配慮することが必要です。また、不妊去勢手術などによる繁殖制限をすることも大切です。

犬の飼い主が 守らなければならないこと

・犬の登録・狂犬病予防注射は義務です

生涯に1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。鑑札と注射済票は必ず首輪などに装着してください。

また、令和4年6月から、販売業者には犬や猫へのマイクロチップの装着と環境省指定登録機関での登録が義務付けられ、購入した飼い主には変更登録が義務付けられました。福津市では、今年4月1日以降に変更登録をした場合、マイクロチップが鑑札とみなされます。

・放し飼いをしてはいけません
散歩の際は、必ず引き綱

有限会社津屋崎サニタリー 12月30日～1月3日は休みです。

なお、年末は片付けなどで、ごみがたくさん出る時期です。燃やすごみは、収集日の当日朝6時30分までに

出してください。ごみを出す場所は、自動車や通行の妨げにならず、清掃業者が敷地に立ち入らないで収集できる場所にしてください。迅速な回収のためにご協力をよろしくお願ひします。

その他詳しくは、ごみの出し方パンフレットや広報折り込みカレンダー、福津市公式ホームページなどをご覧ください。



をつけて、犬を制御できる人が散歩させてください。
・ふんは必ず持ち帰りましょう

散歩時はふんの回収用具を持参し、責任を持って持ち帰りましょう。

猫の飼い主へお願い

・屋内飼育をしましょう
屋外で放し飼いをすると、交通事故や感染症などの危険があります。また、ふんや尿をすることで近隣住民に迷惑を掛けることもあります。

・所有者明示をしましょう
万が一に備え、猫が迷子になったときのために、迷子札やマイクロチップを装着しておきましょう。

・飼い主のいない猫に無責任に餌を与えないで

飼い主のいない猫への無責任な餌やりは、猫の数を増やすことや、ふんや尿などによる近隣住民の迷惑につながります。「不妊去勢手術の実施」「餌の適切な管理」「トイレの設置と清掃などの衛生管理」のどれか一つでもできない場合や近隣住民の迷惑につながる場合は、餌を与えないようにしましょう。